

# さいと 市議会だより

第51号

平成19年11月1日発行

9月15日に開催された養護老人ホーム静和園の敬老祝賀会



## ● 八月臨時会の概要 ●

平成十九年第四回臨時会は八月二十日に召集。議員提出議案二件の審査を行いました。その結果、いずれも可決としました。

## ● 九月定例会の概要 ●

平成十九年第五回定例会は九月三日に召集。同月二十八日までの会期中、市長提出議案十七件、議員提出議案二件、請願二件、陳情一件について審査を行いました。その結果、議案について十七件を原案可決、一件を否決、一件を継続審査としました。請願については二件とも不採択、陳情については継続審査としました。

一般質問では十一名の議員が登場し、市長の政治姿勢、行財政改革、福祉行政、観光行政、農業行政、人口増対策等に関する質問を行いました。

### 主な掲載内容

- ◎ 議案 審議結果・・・P2
- ◎ 一般 質問・・・P2～5
- ◎ 請願・陳情の審査結果・・・P5
- ◎ 可決された意見書・・・P5
- ◎ 行政 報告・・・P6
- ◎ 緊急 質問・・・P6
- ◎ 可決された決議案・・・P6

# 議案審議結果

第四回臨時会(八月)・第五回定例会(九月)で審議された議案の概要と結果

- 全会一致で可決
- 賛成多数で可決
- ▲賛成少数で否決

## 条例関係

### \*第五回定例会(九月)

●郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(郵政民営化に伴うもの)

●西都市職員退職手当支給条例の一部改正について  
(国家公務員退職手当法の改正に伴うもの)

●西都市見舞金支給条例の一部改正について  
(見舞金の支給対象、支給額の変更しようとするもの)

●西都市有償運送自家用自動車運行条例の廃止について  
(銀鏡線バスについて一般乗合旅客自動車運送事業者が運行することとなるため条例を廃止するもの)

## 予算関係

### \*第五回定例会(九月)

■平成十九年度西都市一般会計予算補正(第二号)について  
(総務費、衛生費など総額六億七千二百六十万円の増額補正)

●平成十九年度西都市下水道事業特別会計予算補正(第一号)について  
(公債費など総額五十万円の減額補正)

■平成十九年度西都市老人保健特別会計予算補正(第二号)について  
(繰出金など総額三千百二十二万九千円の増額補正)

●平成十九年度西都市農業集落排水事業特別会計予算補正(第一号)について  
(農業集落排水事業費に八十万円の増額補正)

■平成十九年度西都市介護保険事業特別会計予算補正(第一号)について  
(諸支出金など総額一億七千六百二十一万円の増額補正)

●平成十九年度西都児湯障害認定審査会特別会計予算補正(第一号)について  
(諸支出金など総額三百三十四万八千円の増額補正)

●平成十九年度西都市一般会計予算補正(第三号)について  
(総務費、衛生費に総額二百三十五万九千円の増額補正)

## その他

●教育委員会委員の任命について(鈴木紀彦氏 再任)

●市道路線の認定について

・妻法元壱町畑線

●和解及び損害賠償の額を定めることについて

▲市有財産の無償譲渡について  
(保育所民営化に伴う妻保育所施設及び工作物等の無償譲渡)

■市有財産の無償譲渡について  
(保育所民営化に伴う穂北保育所施設及び工作物等の無償譲渡)

## 議員提出議案

### \*第四回臨時会(八月)

●宮崎県西都土木事務所の存続を求める意見書(案)の提出について

●中野勝議員の議員辞職を求める勧告決議(案)について

### \*第五回定例会(九月)

●西都市議会情報公開条例の一部改正について  
(郵政民営化法の施行等に伴うもの)

●台風災害等に係る早期水稲被害農家の救済措置を求める意見書(案)の提出について

## 一般質問

九月十一・十二日に十一名の議員が登壇し、市長の政治姿勢をはじめ、市政全般にわたって質問を行いました。

西都に移住された方々との意見交換会について  
市民の会 中野 勝

問① 川仲島公園の河川駐車

場に通じる道路が急勾配。緩やかな勾配には出来ないのか。

答 県に要望したが河川法で出来ないとの回答。従って、

従来通り大型バスの進入が難しいので協力を願いたい。

問② 山角橋下の広場に通じる道路の勾配は緩やかである。

同じ二級河川でどう違うのか。

答 堤防の厚みと、川幅を変えないなどの条件を満たせば可能であるが財政的に難しい。

問③ 川幅の事は川床を整備する事で対応できる。川仲島の道路の勾配は山角橋下の広場に通じる道路の約二・六倍の十三・八%である。

答 再度県に要望をする。

問④ 杉安公園流水プールの規則では午前九時から午後四時までの間に、昼一時間は閉鎖する。利用者から、通しで利用出来るような要望がある。

答 プールの安全点検と監視員の集中力持続の為、休憩時間の確保は必要である。

問⑤ 来年の夏までに結論を。

答 休憩時間を含め検討する。

問⑥ 西都移住者との意見交換会を開催する考えは。

答 人口増対策は本市の活性化対策で重要な課題であり早急に実施する考えである。

市民協働型社会の構築と保育所民営化について  
新風会 田爪淑子

問① 市民協働の望ましいあり方をお尋ねしたい。

答 今までの行政主導の体制を改め、市民と行政が目的を共有し、対等な立場で連携して取り組むことが必要と考える。

問② 市民協働推進委員会の活動内容や取り組みの現状をお尋ねしたい。

答 講演会への参加や先進地事例研修に取組み、今年中に活動支援センターを設置する。

問③ 昨年創設された「市民提案型まちづくり事業補助金」の活用状況をお尋ねたい。

答 昨年の実績は五十五万円にとどまった。本年度の問い合わせは十件程度来ているが申請はされていない。

問④ 予算に対して実績数が

少ないのは要綱や助成額割合が利用しにくいのではないか。

答 市民協働を進めるために少し割合負担を少なくして推進を図りたい。

問⑤ 保育所民営化について受託法人の選考方法と基準をお尋ねしたい。

答 選考委員会において、応募法人の書類の審査、面接審査及び現地審査を実施し、各委員の審査合計点を基本に決定した。

問⑥ 請願が提出されたことへの見解をお尋ねしたい。

答 平成二十年四月の移管へ向けて話し合いをしていく。

本市の情報発信と公共施設にAEDの設置を  
真政21 井上照也

問① 全国的に宮崎ブームが続いている今、都市圏に於いて、西都を集中的にPRすべきであるが見解を伺いたい。

答 様々な広告媒体を活用し、民間企業とも連携して、効果的な発信を拡大していく。

問② 来年は市制施行五十周年である。記念事業として市民参加の公開放送を通して、全国に西都を発信してはどうか考えを伺いたい。

答 「NHKのど自慢」他二

本の番組化の要請をした。

問③ NHKの人気番組「鶴瓶の家族に乾杯」の放送で、本市の発信を考えては。

答 極力、放送実現化に向けて、誘致活動を進めていく。

問④ 本市の救急業務の現況を伺いたい。

答 昨年の救急搬送は千二百件、内六十二％は高齢者である。

問⑤ 現在、本市の救急医療体制は非常に厳しい状況にある。心肺停止時に大きな力を発揮する「自動体外式除細動器」AEDを小中学校や体育施設等の公共施設に設置すべきであるが見解を伺いたい。

答 特に心肺停止時には、救急救命士の到着までに早急の応急措置が非常に重要である。財政的に厳しいが、来年度中に、まず市内全ての小中学校への配置を考えている。



救急時に威力を発揮するAED

市町村合併について  
市民クラブ 浜砂松生

問① 橋田市政となって二年半が経過したが、市長は児湯郡との合併を公約として当選されたわけである。その後の取り組みについてどのようになっているのか伺いたい。

答 児湯郡、宮崎市との合併・自立の三つの方向を視野に入れて、当面は児湯地域との合併について取り組みを進めるということで、児湯郡内の各首長と協議してきたが、一昨年は「冷却期間を置いた方がよい」という意見があり、昨年は「もう少し時間をかけて議論したい」との共通した認識があり、その後協議はすすんでいないところである。

問② 県が打ち出している、望ましい合併構想として、当面、西都市と西米良村との合併、あるいは将来の望ましい構想としての児湯郡全体の合併について、どのように考えているのか伺いたい。

答 構想の中の、望ましい市町村となるための組み合わせで、西都市と児湯郡の組み合わせが示されたことについては、生活圈や広域行政などの視点から県が検討した結果で

あり、望ましい組み合わせであると考えている。

違法な納税奨励金は廃止すべきではないか  
市民クラブ 野村隆志

問① 納税組合奨励金の廃止が二年延長されたが、神奈川県は違法判決以来各地で住民監査請求や返還の請求が起きているのに何故延長するのか。納税組合員は納税者の四割、その内八割は口座振替、残り二割の内三割が組合長が徴収している。そのため年間三千万円近い奨励金が支払われている。今年度で廃止すべきだ。

答 組合員の存続要望が強いので延期した。

問② 工業団地を計画中と聞くが、サングリーン団地は買収から売却まで十六年経ち、十二億三千万投資して六億一千万で売却した。買収した三社の従業員は百三十九名。西都市民は四十九名。企業は必要な人材を雇用するのであって誘致先の住民を雇用するのではない。四十二ヘクタール整備計画の様だが、三十億近い投資が必要であり財政状況や県内各地の工業団地が塩漬で苦慮している現状では無謀な計画だ。夕張で犠牲になっ

たのは、計画を実行した市長や議員でなく市民であり、二の舞になるのではないか。

答 県から大規模団地開発の要望や農業・建設業など厳しい状況に対応する新たな受皿として検討する必要がある。

地元商店街の活性化について  
市政会 内藤邦弘

問① 現在、地元商店街は、郊外に市外資本の中型店やコンビニの出店が相次ぎ衰退の一途をたどっている。さらに、年末には二十四時間スーパーの出店計画が進められている。このままでは、地元商店街の崩壊にとどまらず、昔より培われてきた文化の破壊につながる。市外資本の大型店の出店に際し何らかの法的規制は掛けられないのか。

答 都市計画法などの法的条件をクリアしていれば規制を掛けることは困難である。

問② 規制が困難であれば、埼玉県上尾市で制定されている「商業の振興に関する基本条例」のような、大規模小売店・中規模小売店に、一、地域社会の活性化対策、二、地域における雇用対策、三、ごみの減量とその他の環境対策

四、防犯対策 五、青少年の非行防止対策 六、防災対策七、その他市長が必要と認める事項などの、地域の構成員として最低限の「地域貢献」を求め、毎年度地域貢献計画書の作成と提出を義務化した内容の条例は制定できないのか。

答 告示いただいた「地域貢献」を求めるようなものも一考として、商工会議所や商工会、地元商店街と研究していく。

災害対策と人口増対策について  
新風会 兼松道男

問① 松田地区、下尾筋地区(消防署周辺)、鳥子地区、田中地区の第三団地周辺、清水地区は大雨の度に冠水、床上、床下浸水の被害を受ける。原因と対策について伺いたい。

答 原因としては山路川下流の左岸側は無堤地区であり、また鳥子川は逆流防止のため樋門を閉めることになり内水による氾濫が発生するものと思う。冠水対策として県では本年度より三財川本川の抜本的な河川改修事業を十五年間かけて総事業費七十二億円を投入し、低水路の拡幅並びに

堆積土砂の排除等の整備に着手すると聞いている。この河川改修事業は長期に亘るもので、必要ならば上流域にある溜池等の利活用の検討を要望していきたい。

問② 人口増対策について。県の中心である宮崎市と距離的に近い西都は安い土地を活かして住宅政策を思い切って打ち出し、西都から宮崎へ通勤出来る条件を整えるべきで、可能な限り安く住宅建設が出来る様な対策を講ずるべきと思うが見解を伺いたい。

答 民間住宅団地開発支援制度を活用した住宅建設をしており今年度七区画の団地開発一件の認定を行い、これまで五件の支援認定を行っている。

早期水稲被害の対応と今後の農業施策について  
政友会 荒川敏満

問① 今年の早期水稲被害に重みを置き、今後の対応について伺いたい。

答 今年出荷された玄米三千kg当り百円、総額千二百万円の助成をする。また、JA西都と協力して「西都市農業災害資金利子補給制度」を打ち出した。

問② 県の「災害緊急支援資

金利子補給事業」は貸付対象者が絞られすぎではないのか。

答 貸付条件は厳しいが、調査して要望していきたい。

問③ 今回のような災害でも共済金が支給できるように働きかけ共済制度の見直しを求めたい。

答 国、県に要望したが現在の所は具体的な対策は示されていない状況である。

問④ 米の仮渡金制度が変わると聞くが本県ではどのようなになるのか伺いたい。

答 全農に加盟しているJAが対象になるのではと思うが県内のJAはすぐに取り入れる事はないと聞いている。

問⑤ 今年の場合も含めて一等米の比率が落ちてきている栽培技術、品種改良も考えるべきではないか。

答 農業改良普及センター等で検討、研究を行い、普及させる取り組みをやるべきだと県に要望していきたい。



甚大な被害が出た早期水稲

観光行政と岩乃鶴酒造について  
政友会 井上 司

問① 記紀の道の整備についてお尋ねしたい。

答 記紀の道は都萬神社より西都原に至る史跡や伝承地を結ぶ路線として位置づけ、平成十七年から二十七年にかけて計画し、稚児ヶ池ポット乗り場から逢初川源流までの七百五十メートルを一工区として、設計が完了したところであり、本年度は稚児ヶ池北側の逢初川流末約五十メートルの整備を予定している。

問② 日向国分寺の発掘調査についてお尋ねしたい。

答 十二年間の調査結果により、講堂跡 中門跡、西門跡、回廊跡、又回廊の外側に巡らされた区画溝が確認され、また、布目瓦や土師器、須恵器等の土器類が出土した。

問③ 五智如来の謂れを知っているかお尋ねしたい。

答 五つの知恵を五体の如来にあてはめた金剛界五仏のことである。日向の地を訪れた木喰上人が五仏を作像された。中でも薬師如来が人々の病に応じて薬を施し救う仏様であったと聞く。

問④ 岩乃鶴酒造での地元農産物活用について伺いたい。

答 岩乃鶴酒造は地元貢献を活用した果実酒工房が計画されている。

児童扶養手当制度と洪水対策について  
公明党 吉野元近

問① 児童扶養手当制度について、三点伺いたい。イ、平成十五年度からの受給者数と受給額の推移と問題点。ロ、平成二十年度からの支給方法について。ハ、受給者への今後の支援対策について。

答 イ、児童数は減っているのに受給者及び総支給額は年々増えてきている。問題点としては、本当に困っている方に支援の手を差し延べるべきものであるが、そうでない方もあると聞いている。今後は、見極める努力をしたい。ロ、一部減額になり非常に厳しくなると理解をしている。制度は今後検討できる部分もある。尚、八才未満の子供のいる母子家庭や母親に障害がある世帯に対して、減額措置はしないとの検討が現在されている。ハ、県では支援策も立てている。そのなかで、母子自立支援員二人を西都・児

湯の二万人の児童に充てている。今後とも母子家庭への支援の充実を訴える。

問② 鳥子川や山路川の洪水対策について伺いたい。

答 鳥子川に対しては、本年度中に河床の整備をする。又強制排水ポンプについては、国へ要望していく。山路川に対しては、左岸堤防の築堤を県に要望してまいりたい。

西都救急病院の医師確保の現状と対策について

共産党 狩野保夫

問① 今年の住宅防音工事が遅れている原因と進捗状況について伺いたい。

答 工事が遅れている原因は地域性を考慮した詳細な調査を実施したことやエアコンの能力設定を見直すなど、住宅防音工事の制度上の問題点を再検討したことにある。本年度は約百七十世帯を予定しており、十月中旬には工事に着手できるものと考えている。

問② 西都市西見湯医師会立西都救急病院は、医師不足によって大変厳しい事態に直面している。医師確保の現状及び赤字体質を解決するための西都見湯の自治体との合意形成を図るための見直しについて伺いたい。

て伺いたい。

答 医師確保については、あらゆる方法、機会を利用して努力しているがまだ決まっていない。休日・夜間の救急医療に対する赤字部分については西都見湯の各自治体で応分の負担をしてきた。今後もしっかり分の負担という考え方を堅持して西都医師会病院を支えていかなければならないと考えている。

問③ 山角橋下流に土砂が堆積する原因の解明と抜本的な対策について伺いたい。

### 請願・陳情の審査結果

西都市公立保育所民営化計画にかかる請願

請願者

西都市市立妻保育所  
保護者 本部 智也  
審査結果 不採択

西都市公立保育所民営化計画にかかる請願

請願者

西都市市立穂北保育所  
保護者代表 中西 克守  
審査結果 不採択

国の通達どおり振動障害者を公正迅速に救済する意見書を求める陳情

陳情者

宮崎県建設農林労働組合  
執行委員長 井園 安男  
副執行委員長 酒井 忠雄  
審査結果 継続審査

### 可決された意見書

宮崎県西都土木事務所  
の存続を求める意見書  
(要旨)

宮崎県行財政改革推進本部会議により決定された「宮崎県行財政改革大綱」における経営改革の中に西都・見湯地域の土木事務所の統合再編も含まれていることが明らかになった。このことは、少子高齢化、過疎化が進行し、基幹産業である農林業も相次ぐ自然災害等で経済的基盤が脆弱になっている本市にとつて、看過することができない重要な問題である。

本市では、平成九年に西都保健所が高鍋保健所へ統合されているが、当時本市議会が存続を求める意見書の中で懸

念したとおり、現に地域の活性化や地域住民の健康管理、保健衛生面等に重大な悪影響を及ぼしている。

さらに、今回、管轄する道路や河川等の社会基盤施設の整備や管理運営等を担い、地域住民の「安全・安心・快適」な生活や地域の「経済向上」を目指して、業務を遂行している西都土木事務所が高鍋土木事務所へ統合されることになると、幹線道路であるにもかかわらず県平均以下の整備・改良率である国道二一九号の整備・改良や河川改修などの基盤整備はもとより、維持管理・災害時等の迅速かつ適切な対応など、地域住民のニーズに十分応えていくことができなくなることが危惧され、その影響は計り知れないものがある。

危機的な財政状況のもとで多様化する住民ニーズにこたえていくための今回の行財政改革の趣旨は理解するものであるが、統合再編により住民・行政サービスが後退することがあつてはならない。

よつて、県土の均衡ある発展、地域格差是正のためにも「宮崎県西都土木事務所の地元での存続」を強く求めるものである。

台風災害等に係る早期水稲被害農家の救済措置を求める意見書(要旨)

本年の早期水稲は台風四号・五号の度重なる襲来や生育後半の長雨・日照不足等の影響により、収量的大幅減収、品質低下で規格外米が八九・五%となるなど、かつて経験のない被害が発生した。

収入額が例年を大きく下回り、農家経営に大きな打撃を与えるところに、日本人の主食である米にとつて極めて深刻な事態となつている。今回の災害は、収穫・出荷して初めて被害の状況を確認できたという特異なケースであつたため、被害申請を行った農家は農業共済加入の五十三・六%であり、被害を受けたにも関わらず共済制度の救済措置を受けられない事態となつている。

よつて、次の事項について特段の配慮を頂くよう要望する。一、農業共済制度の共済金の早期支払いと、品質低下も評価する特例措置を講ずること。二、未申告で被害のあつた農家に対しJA等への出荷検査実績に基づいた共済制度とする等の特例措置を講ずること。三、被害発生の原因究明と再発防止対策を構築すること。

# 行政報告

中野勝市議会議員が西都市に対し慰謝料等を求めた訴訟の控訴審の判決が、去る七月二十五日福岡高等裁判所宮崎支部で言い渡されましたので、御報告申し上げます。

この訴訟は、平成十七年十二月二十日に西都市議会が中野市議の議員辞職勧告を決議したことで、名誉を傷つけられたとして、国家賠償法に基づき西都市に対し、五百万円の慰謝料と新聞での謝罪広告を求めた訴訟を起こされましたが、平成十八年十二月二十二日宮崎地方裁判所の判決においていずれも棄却とされ、これを不服として控訴されたものであります。

控訴審では、第一審と同様、議員辞職勧告決議の目的、セクハラの有無が争点となりましたが、裁判長は、「議員辞職勧告決議は、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出たものであり、その内容も真実であると認められるから宮崎地裁の判決は相当である」として、いずれも控訴を棄却しました。

なお、この判決は、中野市議が上告されなかったため、八月九日に確定いたしました。

## 緊急質問

八月臨時議会において中野勝市議員が西都市に対して慰謝料を求めた控訴審判決の行政報告に対して緊急質問が行われました。

共産党 狩野保夫

問① 五つの会派（市民クラブ、市政会、新風会、真政21、共産党）九名の議員は、臨時議会で報告される（中野勝議員が西都市に対して慰謝料を求めた控訴審判決の「行政報告」に、イ・裁判の争点や判決文に沿った内容を加えること、ロ・一審、二審を通じて西都市が支出した裁判の費用を報告に入れること等を要請したが、市長はこれをおたくに拒否された。

今回の裁判は現職の議員が西都市を訴え、裁判費用として税金が使われているだけに市民にわかりやすい報告を求めたのになぜ拒否されたのか。答 行政報告は前もって修正せよという問題ではない。反省すべき点はあるが、修正する必要はないと思っている。

問② 一審・二審を通して西都市が支出した裁判費用は。答 弁護士着手料・謝金、証人出廷謝金等で六百七万二千六百五十円である。

問③ 裁判に関わった市職員の人件費や出張費等の費用は。答 計算して報告したい。（約百七万五千円との報告）

## 議員辞職勧告

### 決議案を可決

議員提出議案として、「中野勝議員の議員辞職を求める勧告決議（案）」が提出され審議を行い、採決の結果、全会一致（退席者八名）で可決となりました。提出された決議案の内容は次のとおりです。

市議会議員中野勝君が西都市を相手取って起こした国家賠償法による民事裁判の二審判決が本年七月二十五日以下された。

その判決は  
 (一) 本件控訴を棄却する。  
 (二) 控訴費用は控訴人の負担とする。

この裁判は、平成十七年十二月二十日に行われた市議会の定例議会において、訴訟人中野勝君が、議員辞職勧告決議の中でセクハラ行為を行った旨を摘示したことが名誉毀損に当たると主張して、国家賠償法に基づき、慰謝料として五百万円及びこれに対する平成十七年十二月二十日（本件決議日）から支払い済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、名誉毀損行為に対する回復措置として謝罪広告を求めた事案である。

本件の争点は、  
 (一) 被控訴人の市議会議員らに公益目的があったといえるか。  
 (二) 控訴人が控訴人経営の店舗でアルバイトをしていた女子高生二名に対してその胸を触る等のセクハラ行為を行ったか、取引先の従業員に対して嫌がらせ行為を行ったか。

(三) 仮にそのような事実がないとして、被控訴人の市議会議員らが控訴人がそのようなセクハラ行為等を行ったと信じたことについて相当の理由があったといえるか。  
 (四) 控訴人の慰謝料として認められるべき損害額。  
 (五) 名誉毀損行為に対して謝罪広告を認めることの相当性の五点である。

原判決（平成十八年十二月二十二日言渡し）は、上記争点（一）について公益目的があると認定し、争点（二）について、本件摘示事実はいずれも真実であると認定し、その余の点について検討するまでもなく控訴人の主張は認め

られないと判断して控訴人の請求をいずれも棄却した。そこで、控訴人が本件控訴に及んだものであるが、本判決は、原判決と同様の判断をして、本件控訴を棄却するものである。

この判決は、中野勝君が上告しなかったため八月九日に確定した。

これは公職にある市議会議員に対する判決であり、中野勝議員が市議会議員に対する市民の信用を失墜させた責任は極めて重大である。

よって、西都市議会は二度、中野勝議員に対して社会的・道義的責任と議員としての自覚欠如を真摯に受け止め、速やかに議員を辞職されるよう強く勧告するものである。以上、決議する。

#### — 議会報編集委員会 —

委員長	井上久昭
副委員長	狩野保夫
委員	田爪淑子
〃	北岡四郎
〃	内藤邦弘
〃	中野勝
〃	浜砂松生
〃	吉野元近
〃	井上照也